

コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日 平成30年1月18日
会社名 株式会社ニッソウ
会社名（英訳） Nissou Co., Ltd.
本店所在地 東京都世田谷区経堂一丁目8番17号
代表者役職氏名 代表取締役社長 前田 浩
問合せ先 (03) 3439-1671
URL <http://reform-nisso.co.jp/>
コード 1444

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は、次のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

■ 1. 基本的な考え方

当社は、経営環境が急速に変化する中で企業が安定的に成長・発展するためには、経営の効率性、健全性、透明性を高めていくことが必要不可欠と考えております。そのため、コーポレート・ガバナンスを拡充・徹底することが最優先課題と認識しております。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行い、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

■ 2. 資本構成

(1) 外国人株式保有比率 10%未満

(2) 大株主の状況

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
前田 浩	346株	86.5%
前田 供子	54株	13.5%

(3) 支配株主（親会社を除く） 前田 浩

(4) 親会社の有無 なし

■ 3. 企業属性

(1) 上場取引所及び市場区分 TOKYO PRO Market

(2) 決算期 7月

(3) 業種 建設業

(4) 直近事業年度末における（連結）従業員数 100人未満

(5) 直近事業年度末における（連結）売上高 100億円未満

(6) 直近事業年度末における連結子会社数 10社未満

■ 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らしあわせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

■ 5. その他コーポレート・ガバナンス重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

- | | |
|---|----------|
| (1) 組織形態 | 監査役設置会社 |
| (2) 取締役関係 | |
| ① 定款上の取締役の員数 | 3名以上8名以内 |
| ② 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| ③ 取締役会の議長 | 代表取締役 |
| ④ 取締役の人数 | 5名 |
| ⑤ 社外取締役の選任状況 | 選任していない |
| (3) 監査役関係 | |
| ① 監査役会の設置の有無 | 設置していない |
| ② 定款上の監査役の員数 | 3名以内 |
| ③ 監査役の人数 | 1名 |
| ④ 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 | |
| 当社は、大会社ではないため会計監査人を設置しておりません。
金融商品取引法に準じた監査契約を締結しております、隨時、監査方
協議の場を設けております。 | |
| また、当社では現在のところ独立した内部監査部門を設置して
当者との間で、監査実施状況に関する協議・連携を行っております。 | |
| ⑤ 社外監査役の選任状況 | |
| イ. 社外監査役の人数 | 1名 |
| ロ. 社外監査役のうち独立役員に指定
されている人数 | 0名 |
| ハ. 会社との関係(1) | |

当社は、大会社ではないため会計監査人を設置しておりませんが、興亜監査法人との間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しております、隨時、監査方針や監査実施状況に関する協議の場を設けております。

また、当社では現在のところ独立した内部監査部門を設置しておりませんが、内部監査担当者との間で、監査実施状況に関する協議・連携を行っております。

※1 会社との関係についての選択項目

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

二. 会社との関係（2）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
佐分厚夫			税理士としての専門知識と、不動産業界での豊富な経験及び知識が当社の企業価値を高める上で大いに寄与すると考えております。

（4）独立役員関係

- ① 独立役員の人数 0名
- ② その他独立役員に関する事項 該当事項はありません。

（5）インセンティブ関係

（6）取締役報酬関係

- ① （個別の取締役報酬の）開示状況：個別報酬の開示はしておりません。
該当項目に関する補足説明
当社では、役員報酬及び監査役報酬の総額をそれぞれ開示しております。
- ② 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無：なし

（7）社外監査役のサポート体制

社外監査役に対し、重要事項については、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行い、意思決定をサポートしております。

■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営の健全性、透明性及び客觀性を高めるため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しており、その概要は以下に記載のとおりであります。

（イ）取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要な事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

（ロ）監査役

当社は監査役を1名選任しており、取締役会への出席を含め、会社業務の監査を実施するとともに取締役や代表取締役の業務執行を適正性及び適法性の観点から監査しております。

（ハ）会計監査

当社は、興亜監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお平成29年7月期において監査を執行した公認会計士は柿原佳孝氏、近田直裕氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

■ 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

- 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
実施しておりません。

- 2. IRに関する活動状況

IR資料のホームページ掲載：当社Webサイト上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。

IRに関する部署（担当者）の設置：管理部にて対応しております。

- 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況
実施しておりません。

IV 内部統制システム等に関する事項

- 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部監査は、管理部の内部監査担当者が実施し、管理部の監査は、営業部の内部監査担当者が実施しており、相互に牽制する体制をとっています。監査結果は、代表取締役及び被監査部に報告されるとともに、被監査部門に対して改善指示を行い、改善状況を継続的に確認しております。

また、監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることと致しております。

- 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、かねてより反社会勢力と絶対に付き合わないという信念のもと、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、被害を防止するために、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応しております。

- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会勢力対応マニュアル」が定められており、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と終結する契約書等では、取式先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に排除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

さらに暴力追放運動推進センターの賛助会員になることで情報交換を密にし、反社会勢力に関する情報の収集や管理を行っております。

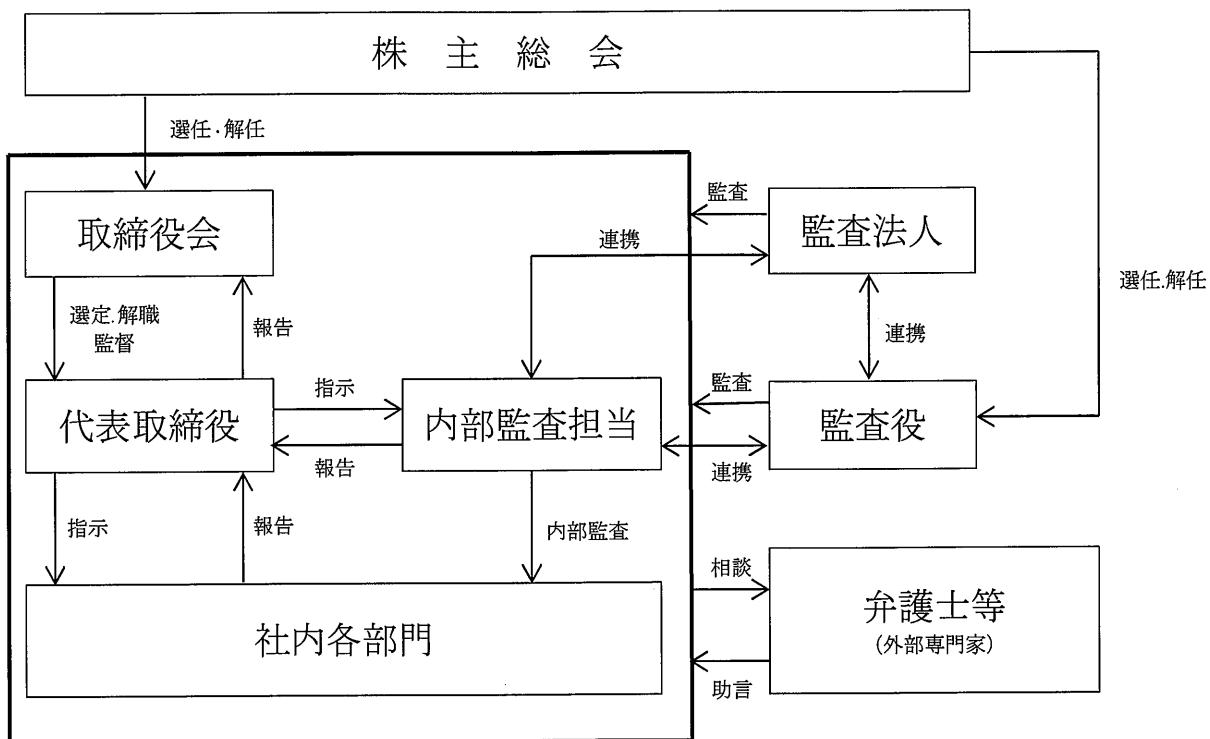
V その他

■ 1. 買収防衛策の導入の有無 なし

■ 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



(2) 適時開示体制の概要

当社の適時開示体制のフローは、次のとおりです。

